明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○公証人手数料令の一部を改正する政令（三五三）　二
〔省　令〕
○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八〇）　二
〔告　示〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件（外務三八〇）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二九二）　三
○地すべり防止区域を追加指定する件（農林水産二一四六）　三
○保安林の指定をする件（同二一四七）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一四八～二一五五）　三
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（経済産業一九三、一九四）　四
○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（同一九五）　五
○緑地確保指針（国土交通一二九九）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛二七六～二七八）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二七九、二八〇）　八
○道路に関する件（中部地方整備局八九、九〇）　九
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　二
〔官庁報告〕
官庁事項　二
土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　二
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示二～五、千葉同二・三）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
監査法人処分、埼玉北部土地改良区連合役員の就任関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇公証人手数料令の一部を改正する政令（政令第三五三号）（法務省）

1　定款に記載又は記録される資本金の額等が一〇〇万円未満である株式会社の設立時に作成される当該定款の認証についての手数料を、当該株式会社が次の㈠から㈢までのいずれにも該当する場合には、一万五、〇〇〇円に引き下げることとした。（第三五条第一号関係）

㈠　その株式会社の定款に記載され、又は記録された発起人の全員が自然人であり、かつ、その数が三人以下であること。

㈡　その株式会社の定款に発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける旨の記載又は記録があること。

㈢　その株式会社の定款に取締役会を置く旨の記載又は記録がないこと。

2　この政令は、令和六年一二月一日から施行することとした。

公証人手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百五十三号

公証人手数料令の一部を改正する政令

内閣は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号中「三万円」の下に「（当該株式会社が次のイからハまでのいずれにも該当する場合にあっては、一万五千円）」を加え、同号に次のように加える。

イ　その株式会社の定款に記載され、又は記録された発起人の全員が自然人であり、かつ、その数が三人以下であること。

ロ　その株式会社の定款に発起人が設立時発行株式の全部を引き受ける旨の記載又は記録があること。

ハ　その株式会社の定款に取締役会を置く旨の記載又は記録がないこと。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三十五条の規定は、この政令の施行の日以後にされる定款の認証の嘱託に係る手数料について適用し、同日前にされた定款の認証の嘱託に係る手数料については、なお従前の例による。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

省令

○経済産業省令第八十号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七条第一項の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（軽微な変更） **第七条**　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、変更後の最大ガス需要として見込まれる値（変更がない場合にあっては直近ガス需要値をいい、次項第一号において「変更後最大ガス需要値」という。）が変更後の供給能力として見込まれる値（変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。）を超えない変更とする。 （削る） （削る） 2　前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。 一　変更後最大ガス需要値が直近供給能力値を超えており、かつ、直近ガス需要値の二倍を超えるもの 二　法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により登録された小売供給を行おうとする地域（次号において単に「小売供給を行おうとする地域」という。）の数の増加を伴うもの 三　小売供給を行おうとする地域において、現に小売供給を行っていない場合であって、新たに小売供給を行おうとするもの 3　前二項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項の規定により登録された最大ガス需要として見込まれる値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第五条第一項の規定により登録された供給能力として見込まれる値をいう。	（軽微な変更） **第七条**　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　変更後の最大ガス需要として見込まれる値（以下この項において「変更後最大ガス需要値」という。）が直近供給能力値未満であるもの 二　変更後の供給能力として見込まれる値が直近ガス需要値を超えるもの 三　供給地点の数の変更であって、変更後最大ガス需要値が直近供給能力値未満であるもの （新設） 2　前項において「直近ガス需要値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された最大ガス需要の値をいい、「直近供給能力値」とは、直近の法第五条第一項（法第七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

附　則

この省令は、令和六年十二月一日から施行する。